

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和7年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和8年3月18日

長崎県知事 平田 研

| 調査を行う者の名称 | 調査目的 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 長崎市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため | 岩川町 梁川町 竹の久保町 東山手町外 | 令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで |
| | | 浜口町 岩見町第1 宝栄町 春木町第1 坂本一丁目 千々町第2 富士見町 若草町 石神町 扇町 南山手町 相生町 本原町 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |
| 佐世保市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため | 日宇第一 日宇第二 日宇第三 黒髪第一 天神第二 奥山第二 東山第二大宮 黒髪第二 萩坂第一 天神第三 天神第四 瀬道第一 | 令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで |
| 島原市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 白山第10・霊丘第4・森岳第1(一部) 白山第10・霊丘第4・森岳第1(残部) 霊丘第5 霊丘第6・森岳第2 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |
| 諫早市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 貝津第4 久山第4の1 破籠井第1 久山第4の2 破籠井第2 真崎 | |
| 大村市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 鈴田第五 鈴田第六 鈴田第七 鈴田第八 鈴田第九 鈴田第十 萱瀬第五 萱瀬第六 萱瀬第七 | 令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで |

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和7年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和8年3月18日

長崎県知事 平田 研

| 調査を行う者の名称 | 調査目的 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|----------------------------------|--|----------------------------|
| 平戸市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 大久保第12 大久保第13 川内B 草積B 草積C 大石脇F | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |
| | | 大久保第18 川内D | 令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで |
| | | 大久保第17 前津吉A | 令和7年5月2日から 令和8年3月31日まで |
| | | 川内A | 令和7年5月2日から 令和9年3月31日まで |
| | | 川内C 川内E | 令和7年9月29日から 令和8年3月31日まで |
| | | 大久保第9 | 令和7年9月29日から 令和9年3月31日まで |
| | | 大久保第8 | 令和8年3月18日から 令和9年3月31日まで |
| | | 松浦市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため |
| 対馬市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため | 檜根第1 檜根第2 嵯峨第3 貝鮒第1 飼所第5 比田勝第2 比田勝第3 久和第1 久和第2 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |
| | 地籍の明確化により、森林施策の円滑化をはかるため | 佐志賀第1 佐志賀第2 佐志賀第3 嵯峨第2 貝鮒第2 佐護東里第3 佐護東里第4 飼所第3 | |
| 五島市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及を図るため | 小泊第五 増田第四 増田第五 野々切第五 野々切第六 幾久山第三 | 令和7年5月12日から 令和8年3月31日まで |
| | | 荒川第十四 小泊第四 野々切第四 | |
| | | 増田第二 幾久山第五 | |

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和7年度の地籍調査に
関する事業計画を次のとおり定めた。
令和8年3月18日

長崎県知事 平田 研

| 調査を行う者の名称 | 調査目的 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|---------------------------------|---|---------------------------|
| 南島原市 | 地籍の明確化により、公 共事業の円滑化を図るた め | 須川東第1 須川東第2 須川西第2 須川西第3 田平第7 野田第6(一部) 野田第6(残部) 津波見第1(一部) 津波見第1(残部) 津波見第2 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで |